

東彼杵町
第 7 期障がい福祉計画及び
第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月
長崎県 東彼杵町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象と範囲	3
5 計画策定の体制	3
6 「障がい」等の表記について	3
第2章 障がい者を取り巻く状況	4
1 障がい者等の状況	4
2 調査結果の概要	13
第3章 計画の基本理念	25
1 基本理念	25
2 計画の基本的視点	26
3 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	27
4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	27
5 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	27
6 成年後見制度の利用促進	28
第4章 本計画における目標値の設定	30
1 施設入所者の地域生活への移行	30
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
3 地域生活支援の充実	31
4 福祉生活から一般就労等への移行状況	32
5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	34
6 相談支援体制の充実・強化等	35
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る 体制の構築	36
第5章 障がい福祉サービスの見込み量	37
1 障がい福祉サービスの見込み量	37
2 障がい児福祉サービスの見込み量	46
3 地域生活支援事業の推進	48
第6章 計画の推進	59
1 関係機関との連携	59
2 P D C A サイクルによる評価と見直し	59

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

これまで、我が国の障がい保健福祉施策は、障がいのある方が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国は、平成 18 年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の策定を義務づけ、その後平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障がい児福祉計画の策定を義務づけ、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

また、令和 5 年 3 月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第 5 次）」を策定しました。計画では、新たに S D G s の考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。

令和 4 年 12 月には、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により障がい者等の希望する生活の実現を図るため、「障害者総合支援法」等の改正を行い、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定めました。

第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の策定に向けては、成果目標等に関する指針を示し、地域共生社会の実現のための障がい者の地域移行のより一層の推進などを求めています。

このたびは「第 6 期東彼杵町障がい福祉計画及び第 2 期東彼杵町障がい児福祉計画」の計画期間の満了に伴い、国の障がい者施策の動向や、東彼杵町の障がい者の現状と課題を踏まえ、「第 6 期東彼杵町障がい福祉計画及び第 2 期東彼杵町障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した目標の設定及びサービス見込み量の設定を行い、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする「第 7 期東彼杵町障がい福祉計画及び第 3 期東彼杵町障がい児福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、東彼杵町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 本町が策定する他計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本指針を定めた東彼杵町総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、障がい者計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間とします。

4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がいのある方」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

5 計画策定の体制

（１）東彼杵町障害福祉計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第 36 条第 4 項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、社会福祉関係者及び学識経験者等で構成された東彼杵町障害福祉計画等策定委員会を設置し、審議を重ねました。

（２）福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、当事者や支援者の方の日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、障がいのある方を対象としたアンケート調査を実施しました。

6 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

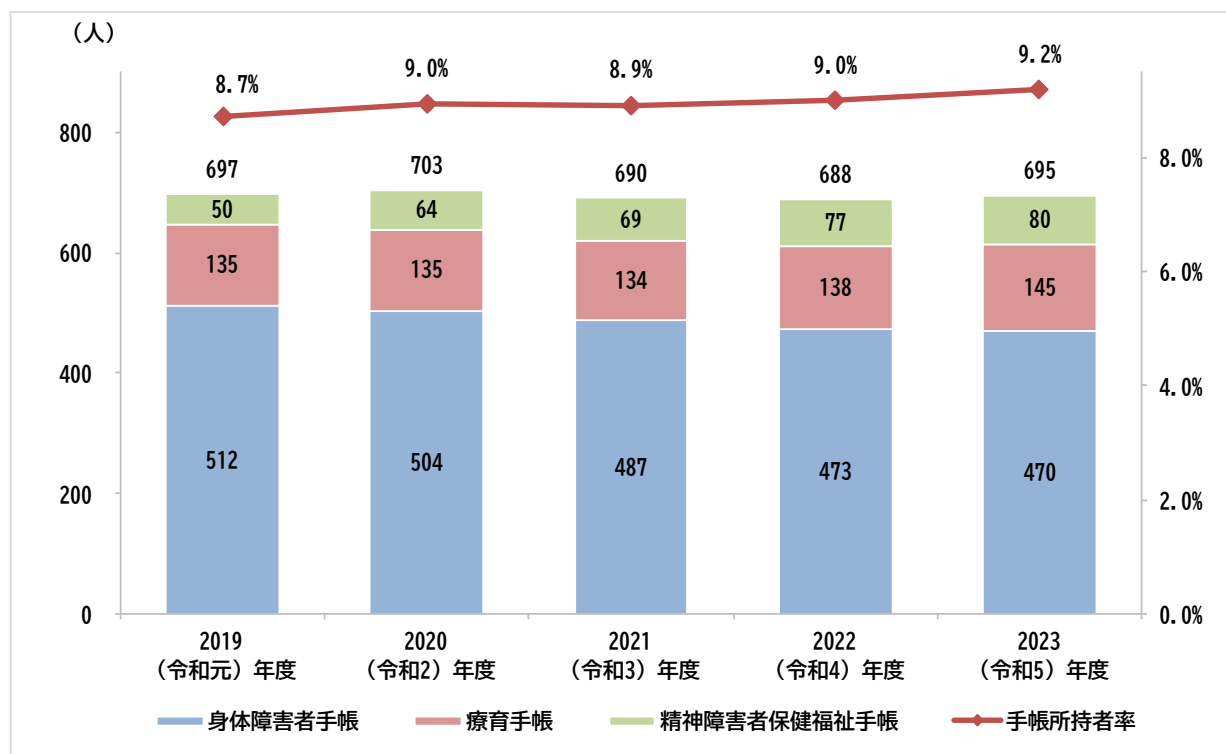
1 障がい者等の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

各種手帳の所持者数について、全体では令和元年度の 697 人から、令和 5 年度では 695 人とほぼ横ばいで推移しています。

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向で推移しています。

東彼杵町における各種手帳所持者数の推移



出典：町民課資料

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者手帳	512	504	487	473	470
療育手帳	135	135	134	138	145
精神障害者保健福祉手帳	50	64	69	77	80
合計	697	703	690	688	695

資料：各年度末現在

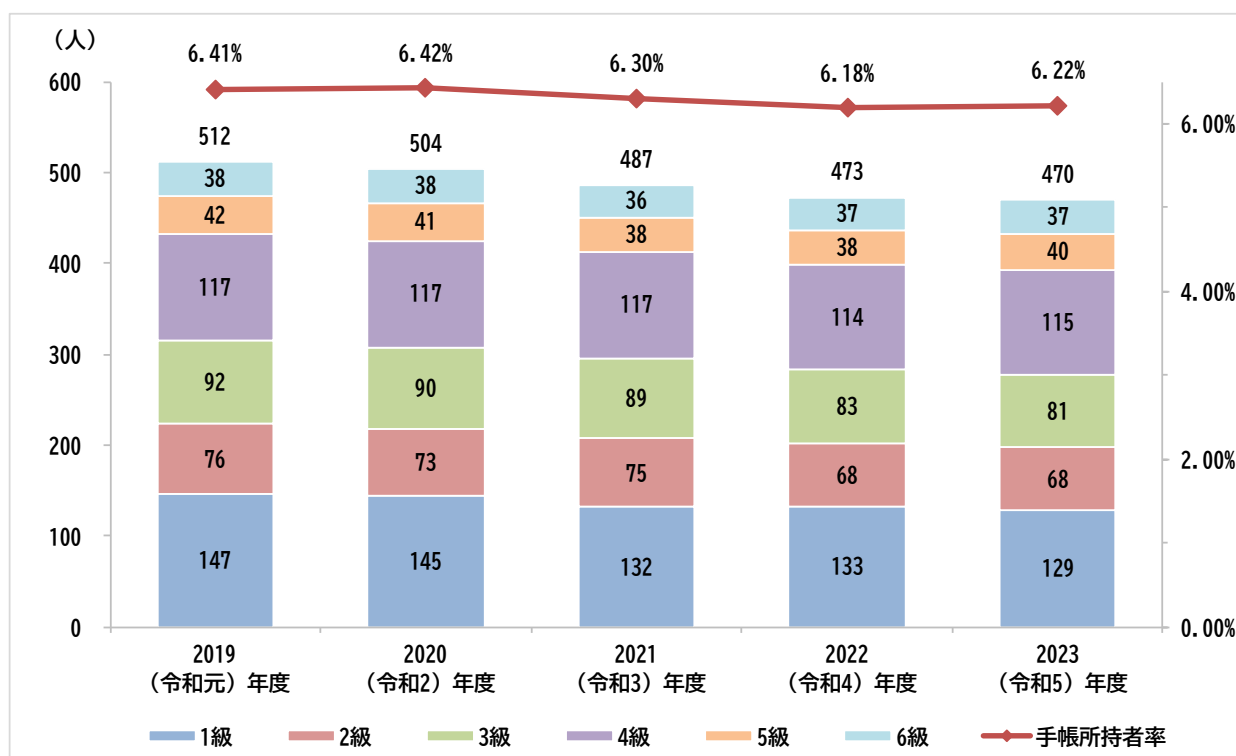
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害程度等級別でみると、1 級～3 級においておおむね減少傾向で推移していますが、4 級～6 級ではほぼ横ばいで推移しています。

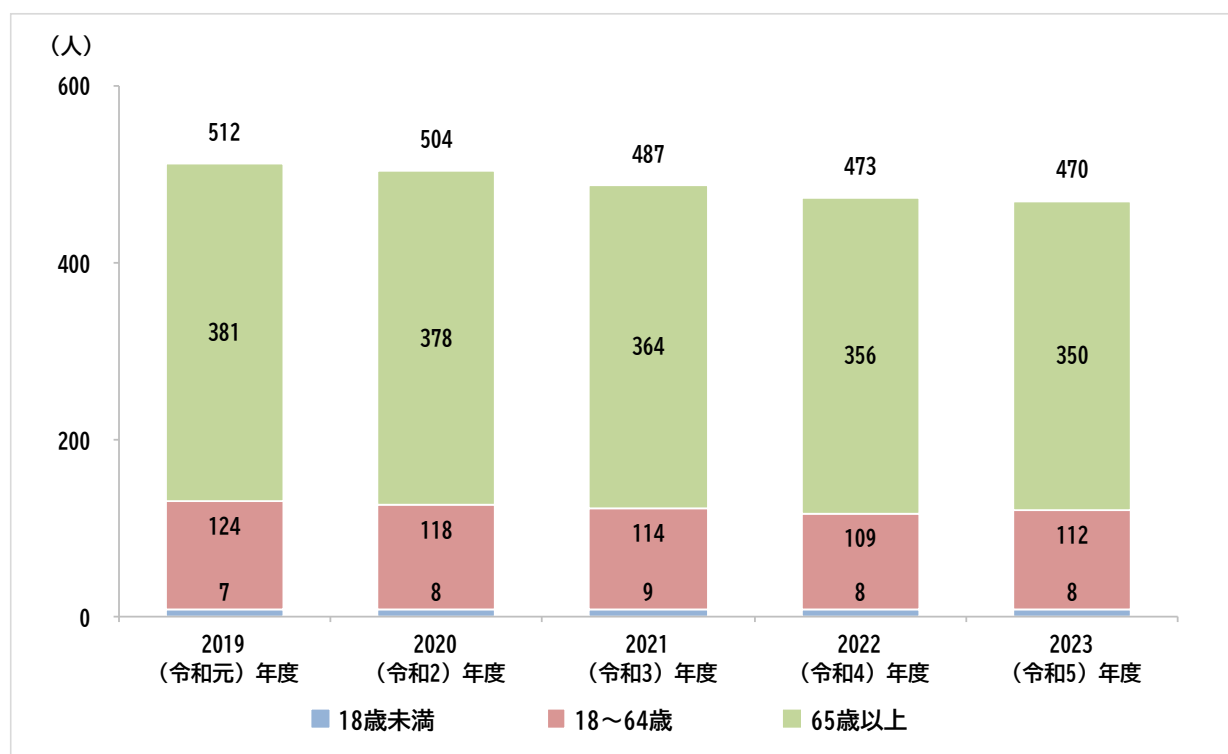
年齢別でみると、65 歳以上の方の割合は減少していますが、64 歳以下ではほぼ横ばいで推移しています。

障がい種別でみると、「肢体不自由」及び「内部障がい」は減少傾向で推移していますがその他の障がい種別はほぼ横ばいで推移しています。

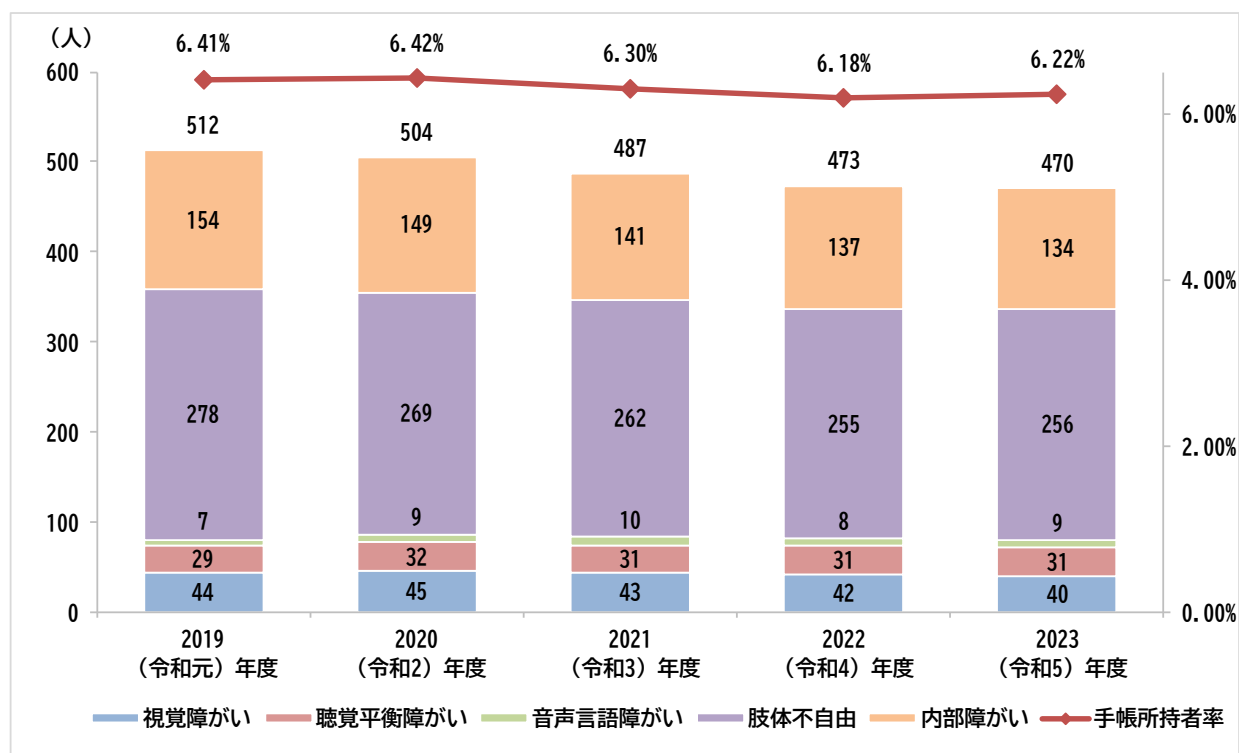
身体障害者手帳所持者数の等級別推移



身体障害者手帳所持者数の年齢別推移



身体障害者手帳所持者数の種類別推移



		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
合計		512	504	487	473	470
障害程度等級別	１級	147	145	132	133	129
	２級	76	73	75	68	68
	３級	92	90	89	83	81
	４級	117	117	117	114	115
	５級	42	41	38	38	40
	６級	38	38	36	37	37
年齢別	18歳未満	7	8	9	8	8
	18～64歳	124	118	114	109	112
	65歳以上	381	378	364	356	350
障がい種別	視覚障がい	44	45	43	42	40
	聴覚・平衡機能障がい	29	32	31	31	31
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	7	9	10	8	9
	肢体不自由	278	269	262	255	256
	内部障がい	154	149	141	137	134

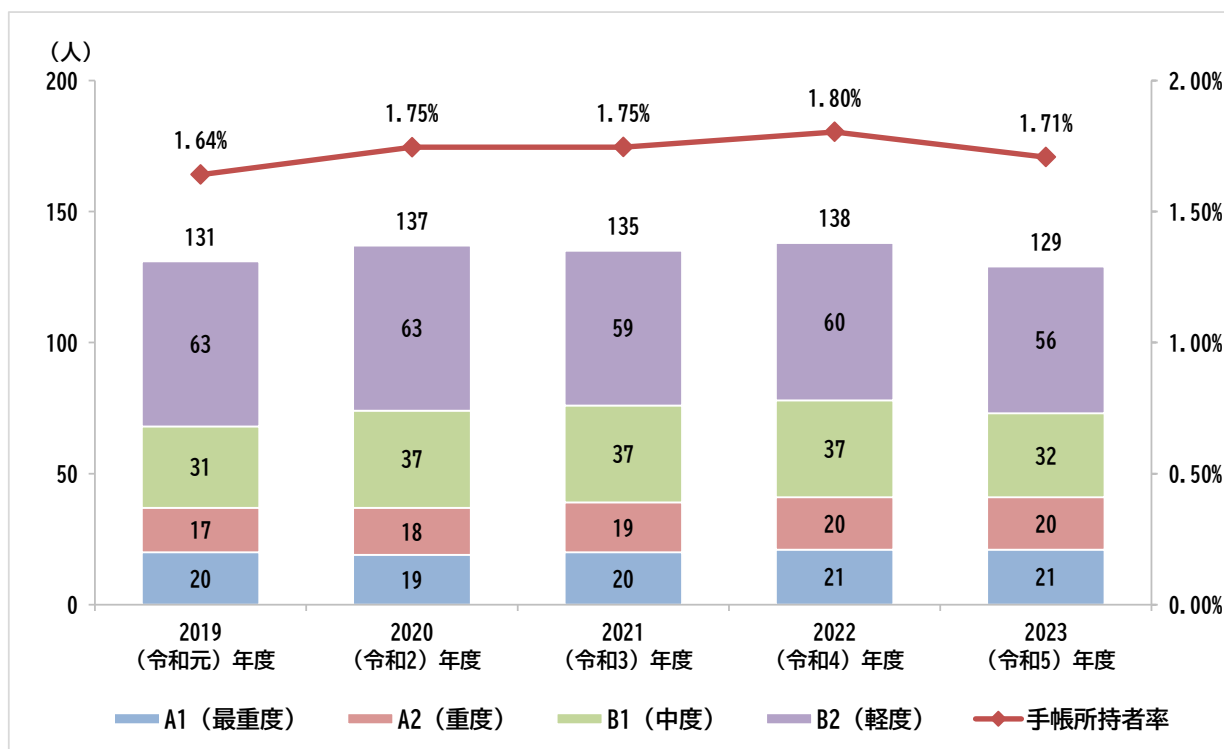
資料：各年度末現在

(3) 療育手帳所持者の状況

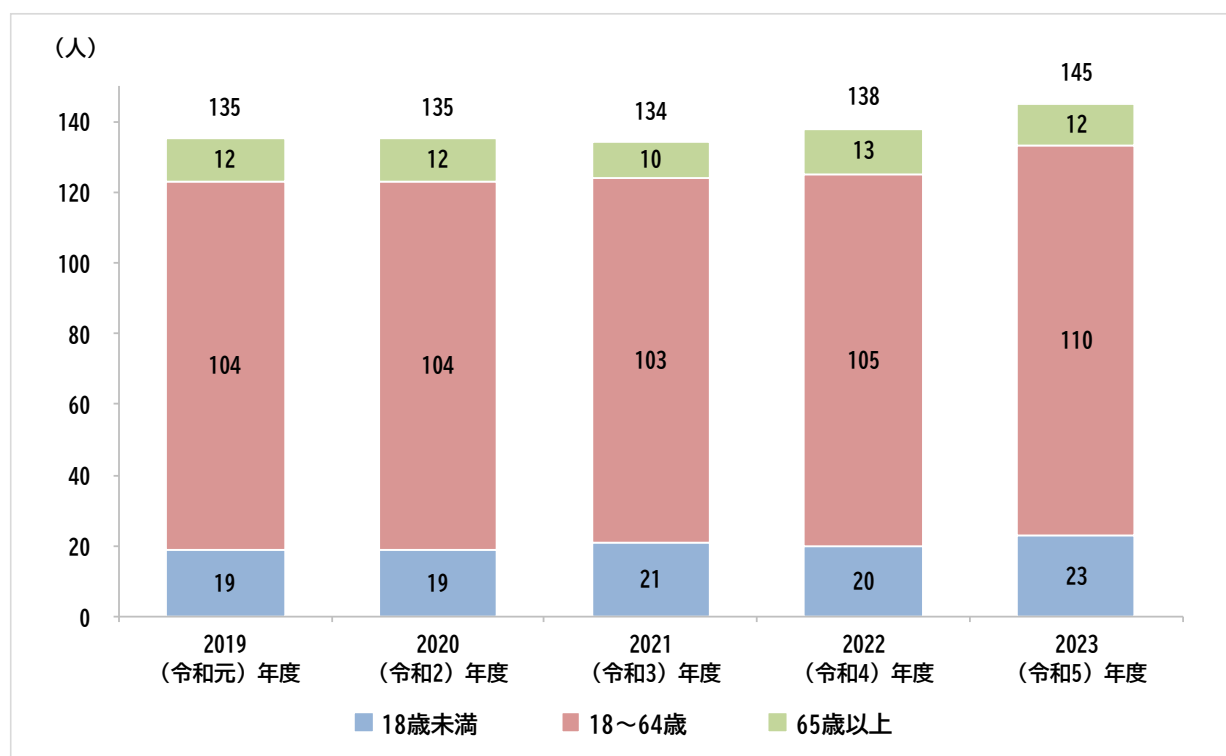
療育手帳所持者数を障害程度別でみると、「B2」で減少傾向ですが、その他の程度別ではほぼ横ばいで推移しています。

年齢別でみると、「65 歳以上」はほぼ横ばいでしたが、64 歳以下では増加傾向となっています。

療育手帳所持者数の程度別推移



療育手帳所持者数の年齢別推移



		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計		135	135	134	138	145
障害程度別	A1	18	19	20	21	21
	A2	18	18	19	20	20
	B1	34	36	37	37	35
	B2	65	62	58	60	69
年齢別	18 歳未満	19	19	21	20	23
	18～64 歳	104	104	103	105	110
	65 歳以上	12	12	10	13	12

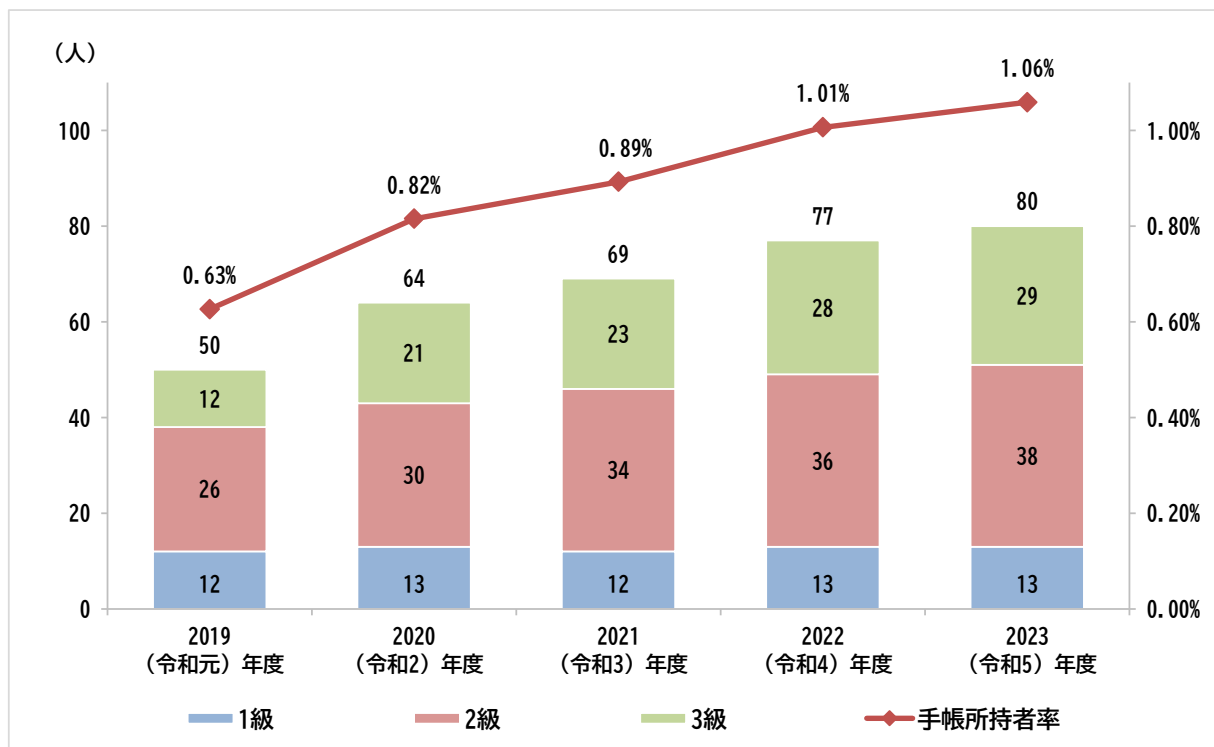
資料：各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

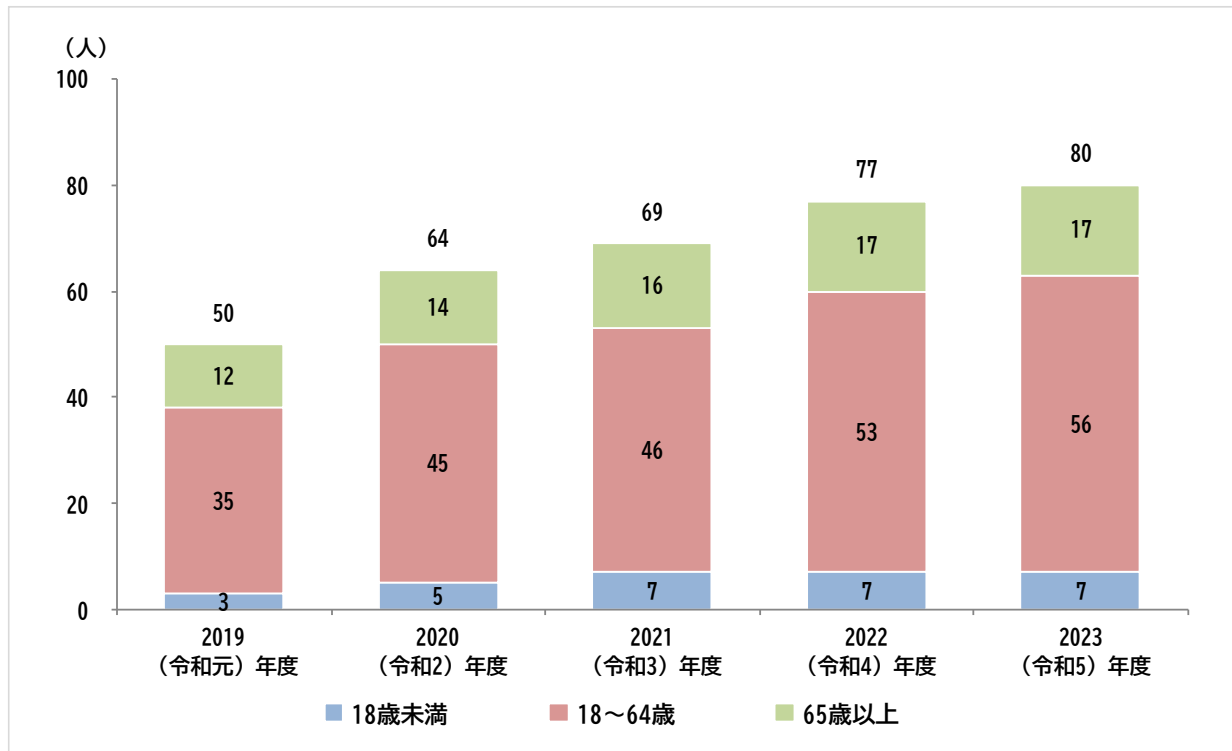
精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害等級別でみると、1級ではほぼ横ばいで推移していますが、2級及び3級では増加傾向にあります。

年齢別でみると、全体的に増加傾向にありますが、「18～64歳」では特に増加している状況です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移



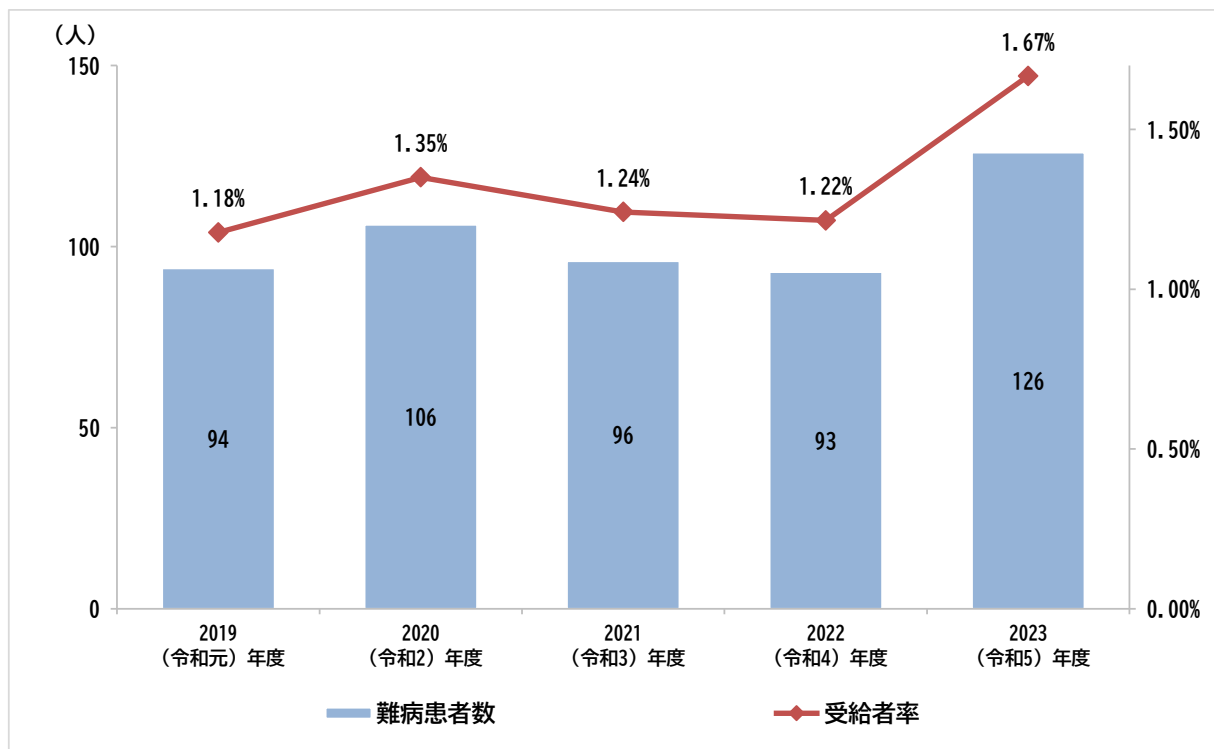
		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計		50	64	69	77	80
障害等級別	1 級	12	13	12	13	13
	2 級	26	30	34	36	38
	3 級	12	21	23	28	29
年齢別	18 歳未満	3	5	7	7	7
	18～64 歳	35	45	46	53	56
	65 歳以上	12	14	16	17	17

資料：各年度末現在

(5) 難病患者の状況

特定疾患医療費受給者証交付件数の推移については、令和元年度から令和4年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度には増加して126件となっています。

特定疾患医療費受給者証交付件数の推移



■特定疾患医療費受給者証交付証交付件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患医療受給者証交付件数	94	106	96	93	126

資料：各年度末現在

2 調査結果の概要

(1) 調査の目的

令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の策定にあたり、町内在住の障がい者・障がい児の現在の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、おかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました

(2) 調査の実施要領

○調査時期

令和5年11月

○調査対象者及び調査方法

町が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

(3) 配布数・回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
671 件	299 件	44.6%

(4) 調査結果利用上の注意

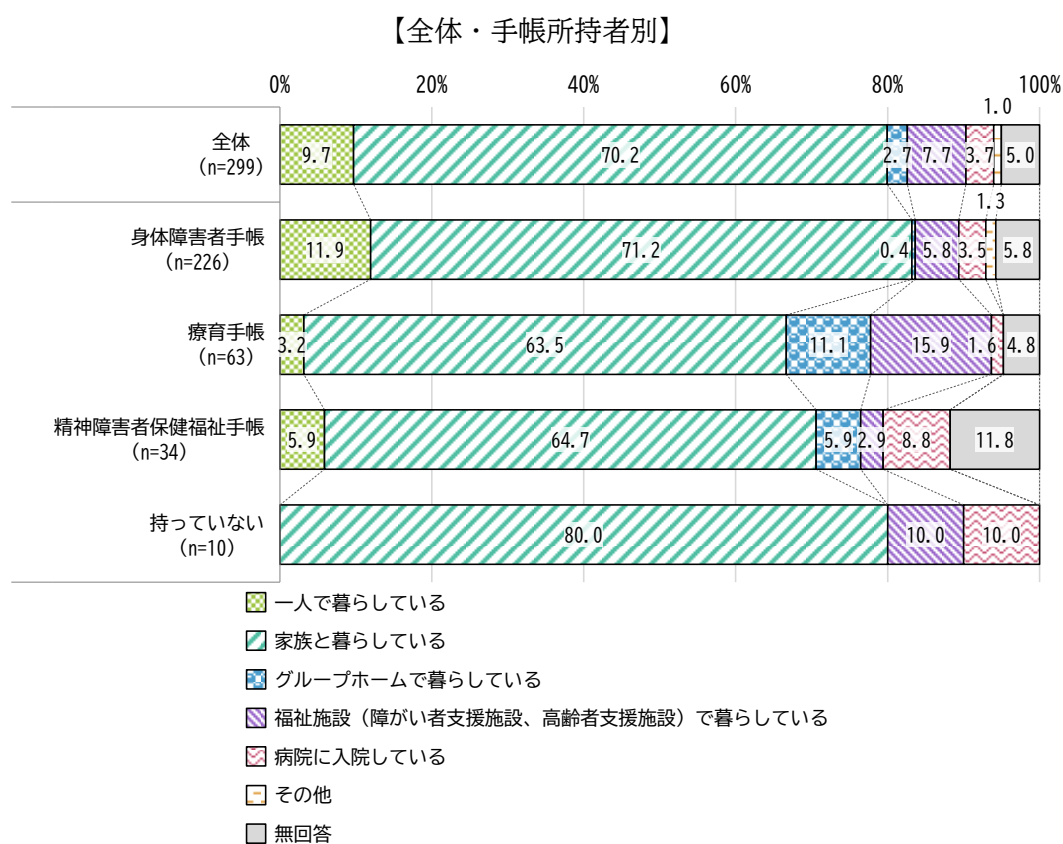
- ・各設問の n は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているので、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(5) 調査結果（抜粋）

①現在の生活について

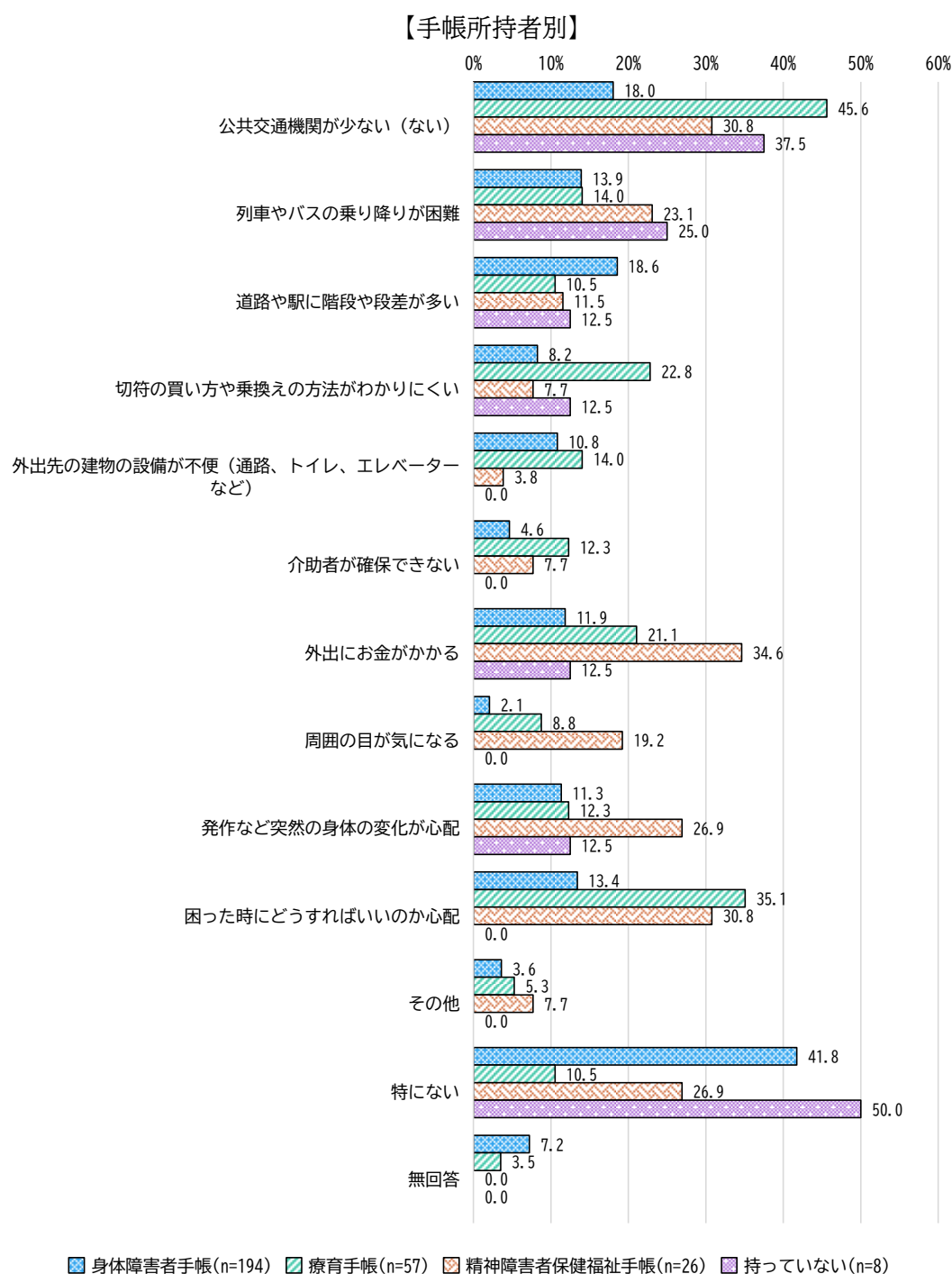
現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が70.2%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」9.7%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」7.7%となっています。

手帳所持者別でみても、いずれも「家族と暮らしている」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者では「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



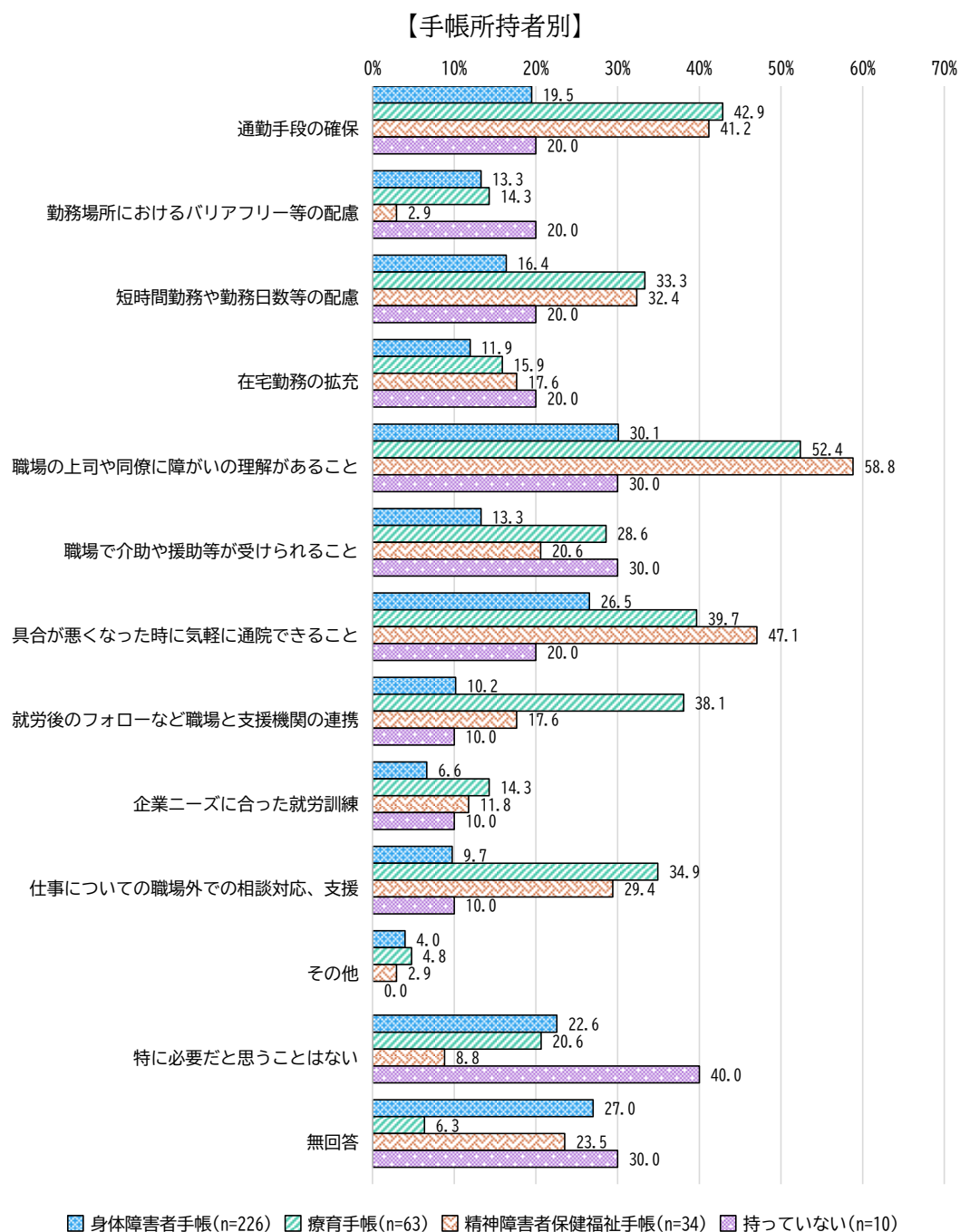
②外出するときに困ること

外出時の困りごとについて手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「特にな
い」、療育手帳所持者では「公共交通機関が少ない（ない）」、精神障害者保健福祉手帳所持
者では「外出にお金がかかる」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「切符
の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「発作など
突然の身体の変化が心配」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



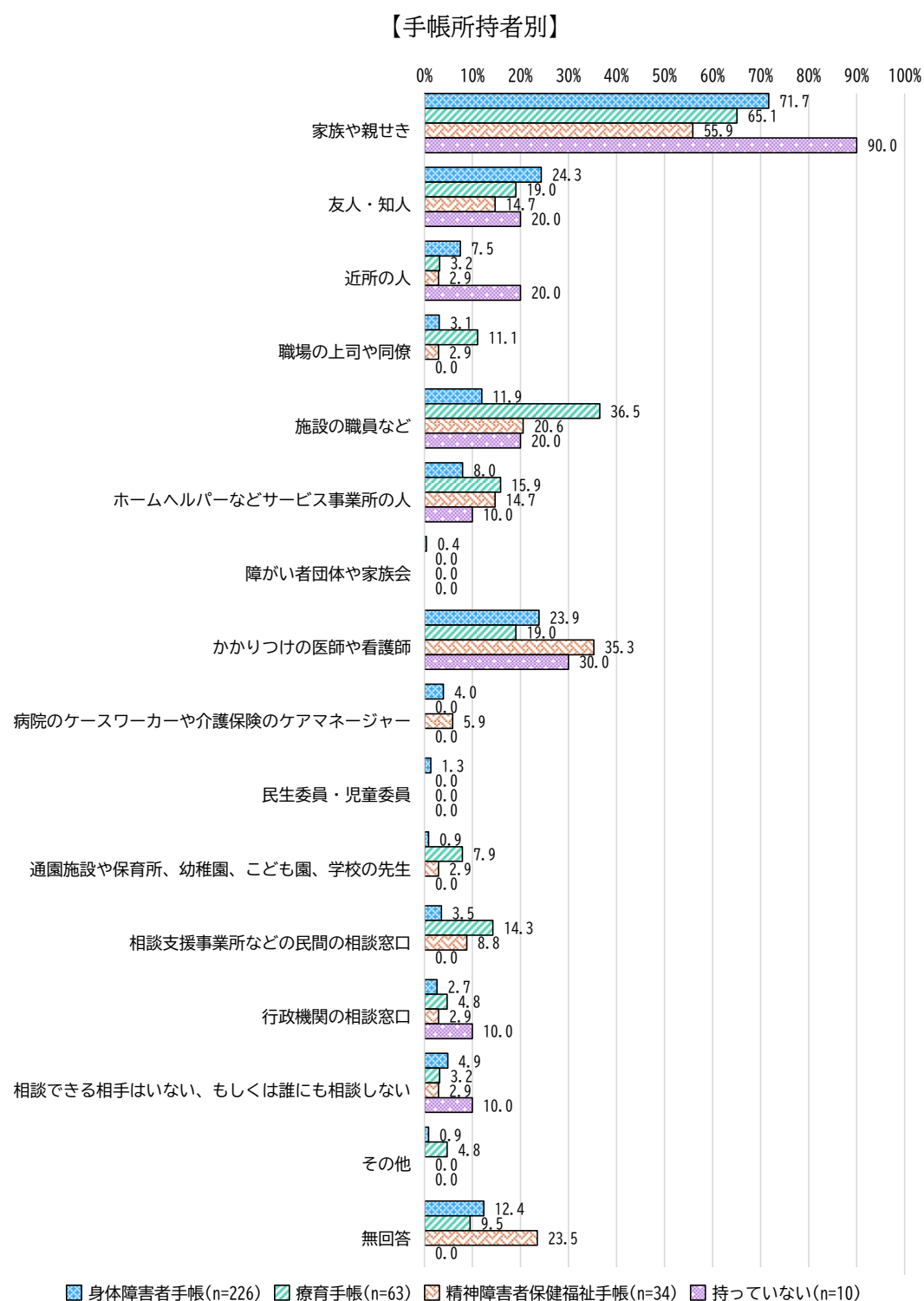
③障がい者の就労支援として必要なこと

障がい者の就労支援に必要なことについて手帳所持者別でみると、いずれも「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



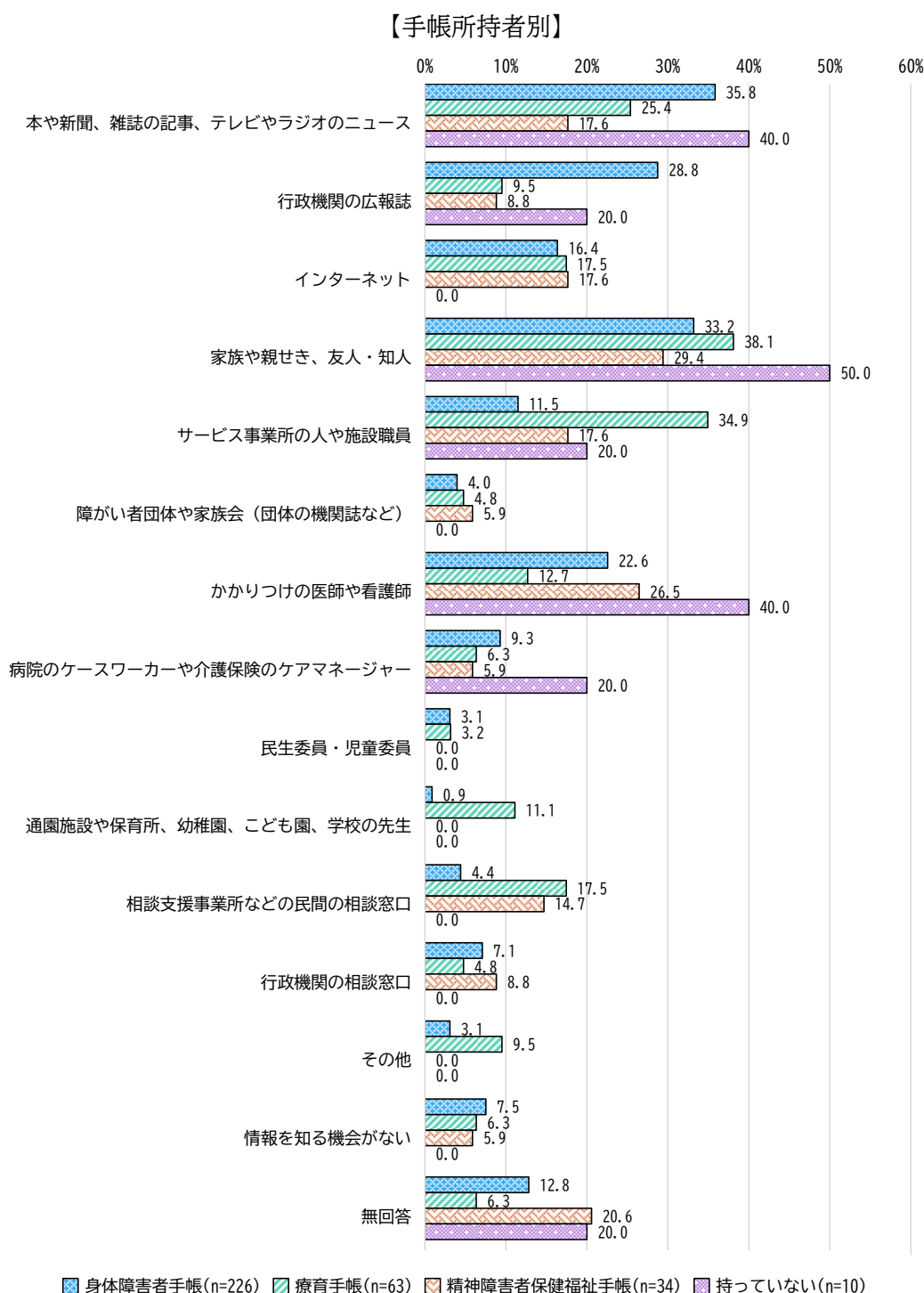
④ 普段の相談相手

悩みや困ったことの相談相手について手帳所持者別でみると、いずれも「家族や親せき」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「施設の職員など」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



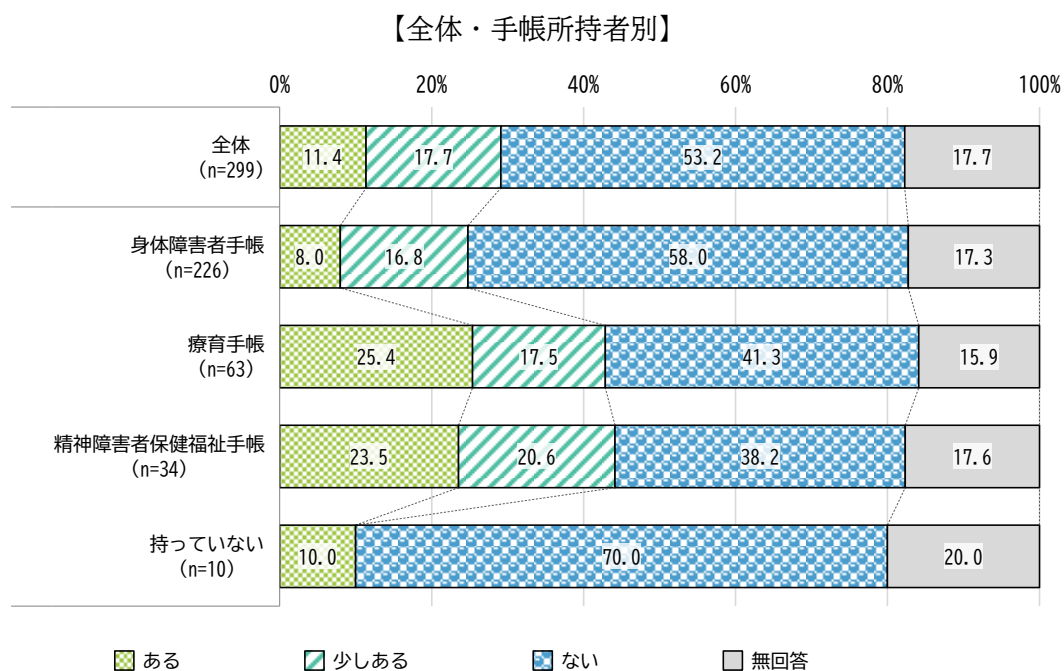
⑤障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビのラジオやニュース」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「家族や親せき友人・知人」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「行政機関の広報誌」、療育手帳所持者では「サービス事業所の人や施設職員」「通園施設や保育所、幼稚園、こども園、学校の先生」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



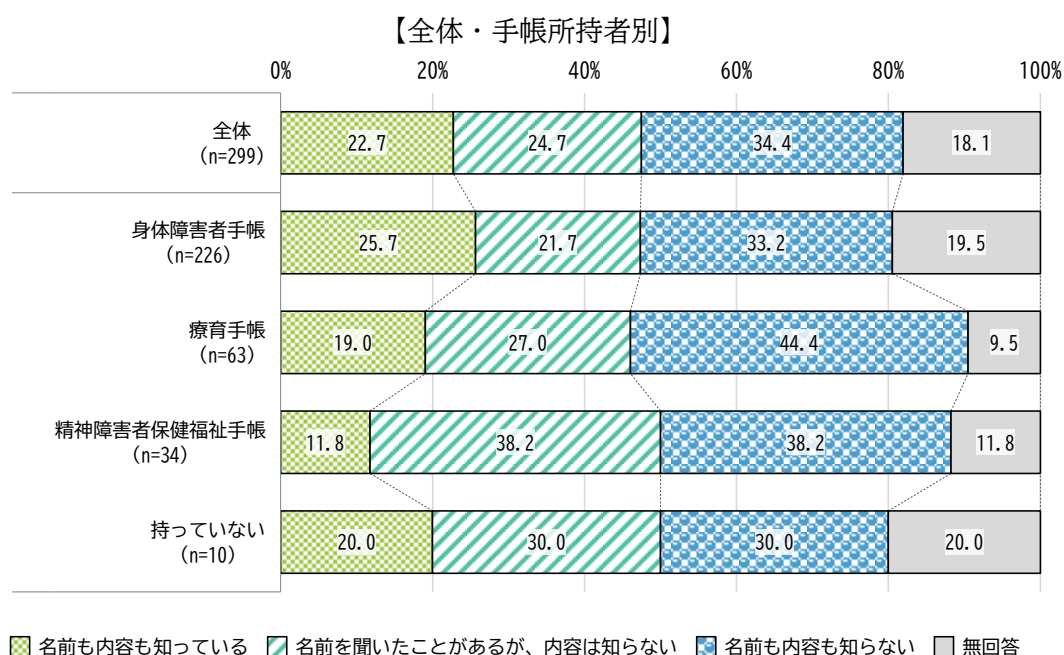
⑥差別や嫌な思いをする（した）ことの経験について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無について、手帳所持者別で見ると、いずれも「ない」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「ある」「少しある」を合わせた割合が4割を超えています。



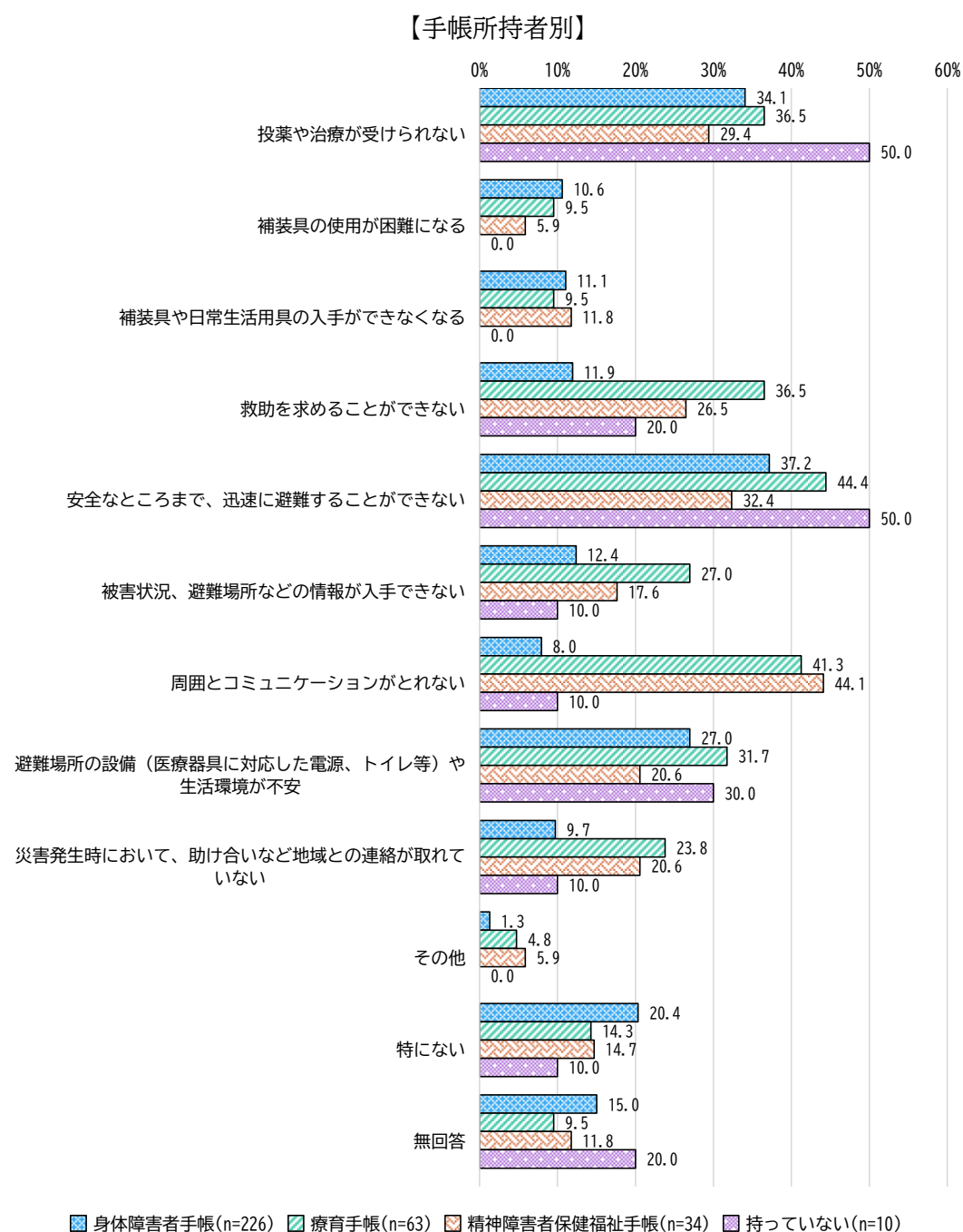
⑦成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について手帳所持者別でみると、いずれも「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」も最も高くなっており、他の手帳所持者と比べて高くなっています。



⑧災害時に困ること

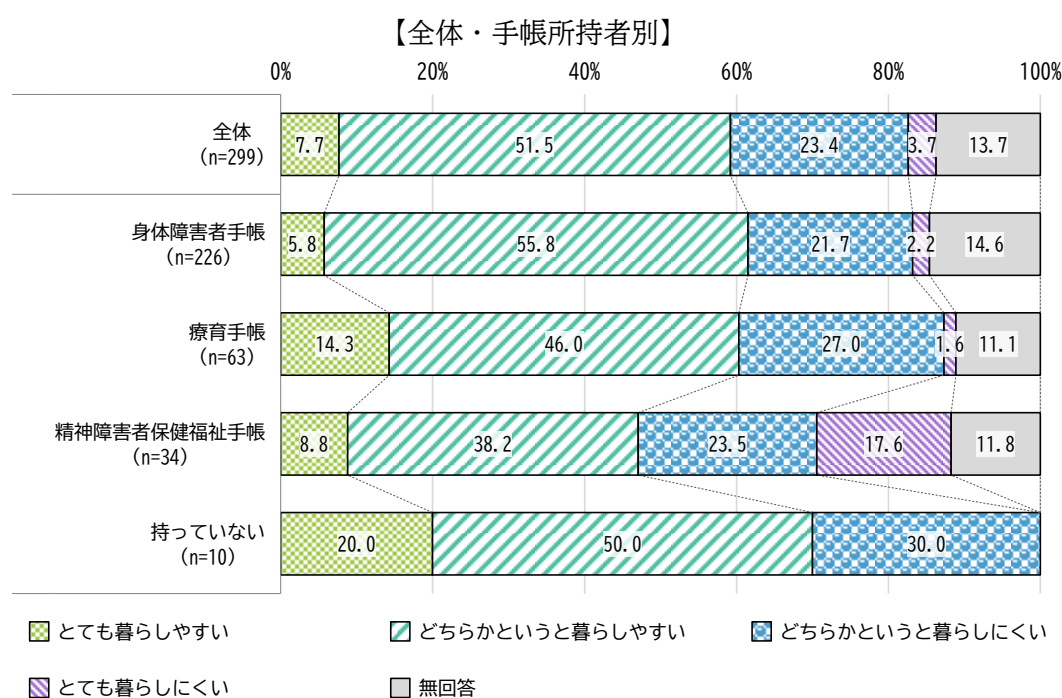
火事や地震等の災害時に困ることについて手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者では「安全なところまで、すぐ避難することができない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「救助を求めることができない」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



⑨東彼杵町は、障がい者にとって、暮らしやすいまちだと思うかについて

東彼杵町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかという暮らしやすい」が 51.5%と最も高く、次いで「どちらかという暮らしにくい」23.4%、「とても暮らしやすい」7.7%となっています。

手帳所持者別でみても、いずれも「どちらかという暮らしやすい」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者では「とても暮らしにくい」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



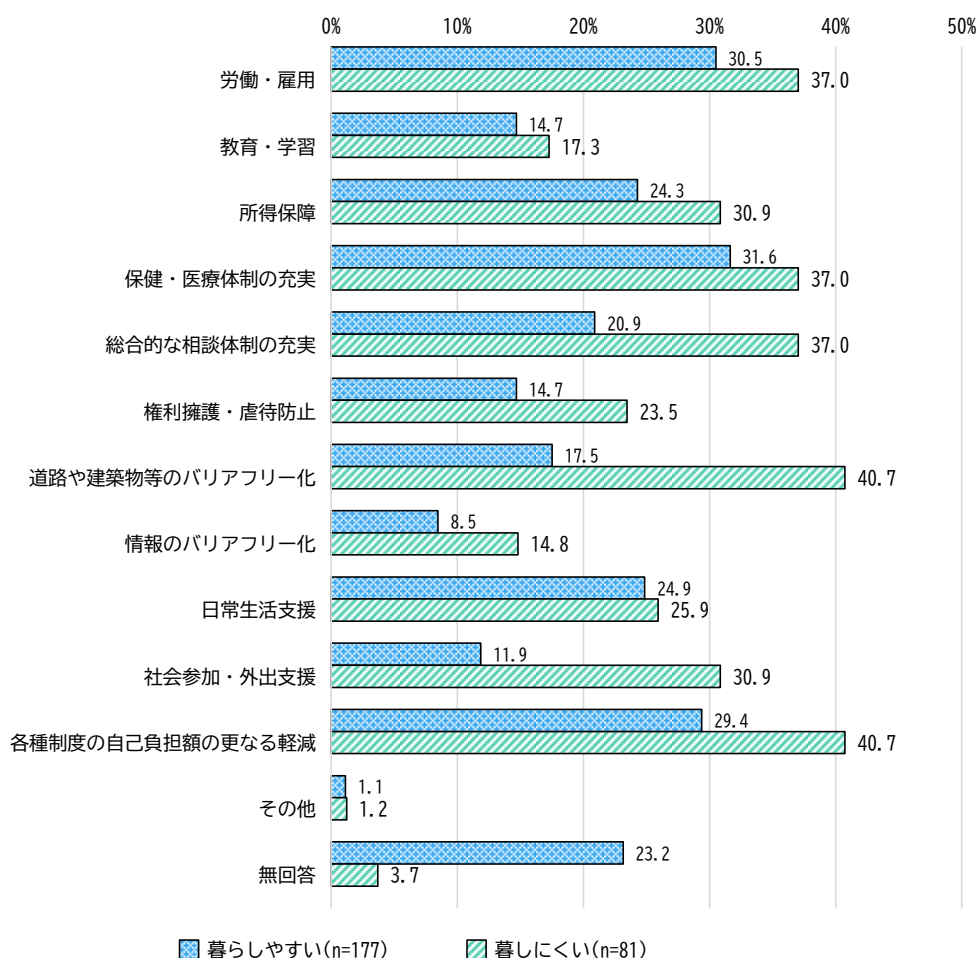
◆暮らしやすさ×重要だと思う施策

『暮らしやすい（「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」との合計）』と回答した人が重要だと思う施策については、「保健・医療体制の充実」が31.6%と最も高く、次いで「労働・雇用」30.5%、「各種制度の自己負担額の更なる軽減」29.4%となっています。

一方、『暮らしにくい（「どちらかという暮らしにくい」と「とても暮らしにくい」の合計）』と回答した人が重要だと思う施策については、「道路や建築物等のバリアフリー化」「各種制度の自己負担額の更なる軽減」がともに40.7%と最も高く、次いで「労働・雇用」「保健・医療体制の充実」「総合的な相談体制の充実」がともに37.0%となっています。

また、両者を比較すると、『暮らしにくい』と回答した人では「総合的な相談体制の充実」「道路や建築物等のバリアフリー化」「社会参加・外出支援」「各種制度の自己負担額の更なる軽減」が10ポイント以上高くなっています。

【暮らしやすさ×重要だと思う施策】



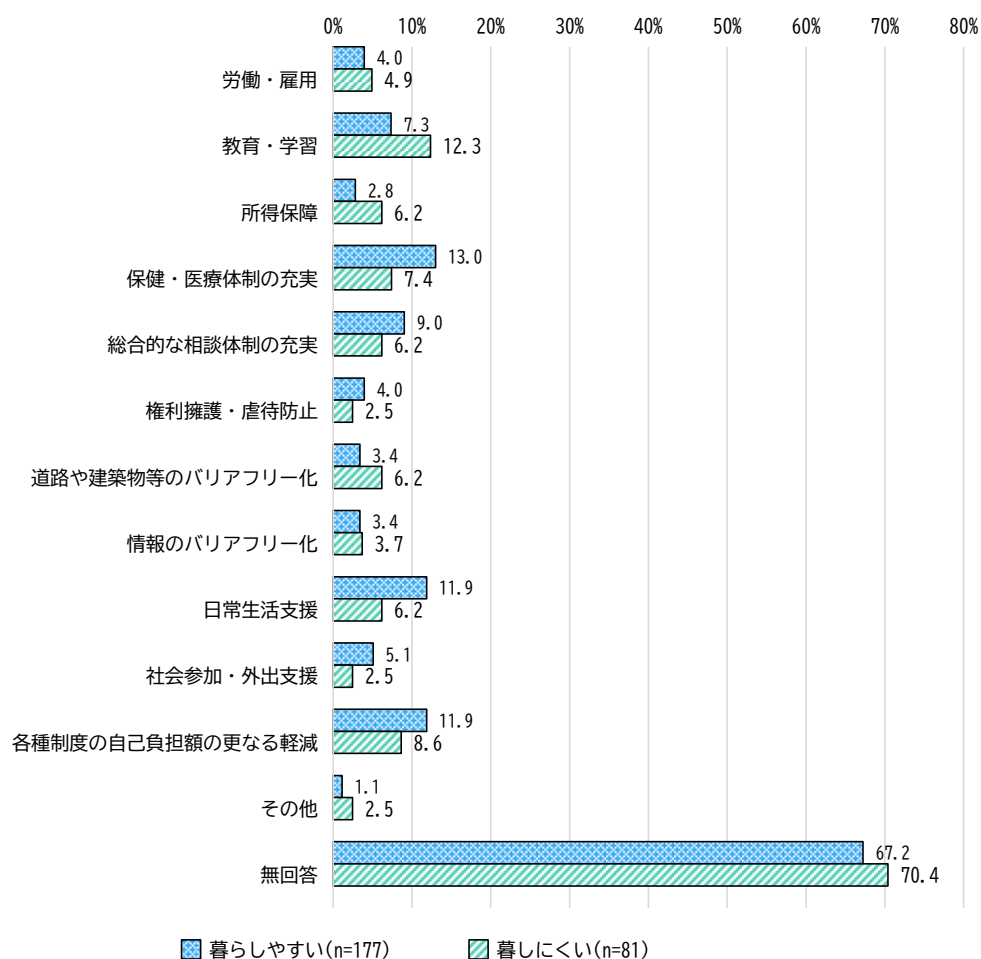
◆暮らしやすさ×満足している施策

『暮らしやすい（「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」との合計）』と回答した人が満足だと思う施策については、「保健・医療体制の充実」が13.0%と最も高く、次いで「日常生活支援」「各種制度の自己負担額の更なる軽減」がともに11.9%となっています。

一方、『暮らしにくい（「どちらかという暮らしにくい」と「とても暮らしにくい」の合計）』と回答した人が満足だと思う施策については、「教育・学習」が12.3%と最も高く、次いで「各種制度の自己負担額の更なる軽減」（8.6%）、「保健・医療体制の充実」7.4%となっています。

また、両者の比較では特に大きな差はみられませんでした。

【暮らしやすさ×満足している施策】



第3章 計画の基本理念

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることとなります。令和2年3月に策定した「東彼杵町障がい者計画 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」では、「互いに理解し 支えあい 共に生きる」を基本理念とし、障がい者が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指して、様々な取組みを推進しています。

また、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を理想とする「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の内容も遵守し、各施策を展開しています。

本計画においても、前計画の基本理念を継承し、「互いに理解し 支えあい 共に生きる」を基本理念として掲げ、様々な障がい福祉サービスの充実を図ります。

【基本理念】

互いに理解し 支えあい 共に生きる

2 計画の基本的視点

本計画の基本理念である『互いに理解し 支えあい 共に生きる』の実現に向けて、国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる7つを本計画の基本的視点とし、その推進を図ります。

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提制の充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。

3 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことをできるように、今後も引き続き障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

訪問系サービス及び日中活動系サービスを希望する障がい者へサービスの提供を保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練等を推進するなど、地域生活への円滑な移行を推進します。

4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が、障がいやその影響による問題を解決し、自立した日常生活や社会生活を営むために、様々なニーズに対応することができる相談支援体制の整備に努めます。

障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるように、行政と相談支援事業者、関係団体等の更なる連携強化を推進します。

5 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児一人ひとりの障がいや発達の状態に応じて、乳幼児期から学校卒業まで必要な支援を受けることができる体制整備に努めます。

そのためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できる支援体制の整備が必要であることから、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備検討や、障がい児も利用できる地域生活支援事業の充実を推進します。

6 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、自己決定権の尊重等を基本理念としており、認知症等により判断能力が低下した人の権利擁護を支える重要な制度です。

人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、地域社会に参加できる地域共生社会を目指すため、相談窓口の設置により成年後見制度の推進を図るとともに、町広報誌及びホームページなどを活用し制度の周知に努め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制整備に努めます。

(1) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援を必要とする人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、普段の生活を送ることができなくなったとしても、権利の侵害に気付かず、自ら助けを求めることが難しいため、1) 権利擁護支援の検討、2) 成年後見制度の利用開始までの支援、3) 成年後見制度の利用開始後の支援が必要になります。

誰もが、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体と協力し、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核機関」の3つのしくみを持つ、地域連携ネットワークの構築に努め、地域での見守り、福祉や医療等のサービス調整、成年後見制度の利用促進などの取り組みを推進します。

(2) 権利擁護支援チームの設置

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うため、「認知症初期集中支援チーム」や「地域ケア会議」、「自立支援協議会」等の既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などを加え、適切に本人の権利擁護が図られるよう努めます。

(3) 中核機関の設置

中核機関は、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受けた場合に、支援の内容の検討や適切な支援を実施するため、専門職団体等と要支援者をつなぐ役割を担います。

また、地域連携ネットワークにおける専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための取り組みも求められており、長崎県等の関係機関及び庁内関係部署と連携を図り令和8年までの設置を目指します。

なお、中核機関の設置にあたっては、地域住民や医療・介護事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と協力し、成年後見制度の定期的な周知、潜在化している権利擁護支援ニーズの情報収集等の地域の体制づくりに取り組み、成年後見制度の利用促進に努めます。

(4) 協議会の設置

協議会は、成年後見等開始の前後を問わず、「権利擁護支援チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

中核機関が、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談を受けた場合、権利擁護の相談支援・権利擁護支援チームの形成支援・権利擁護支援チームの自立支援等、具体的な支援を検討・協議する協議会を設置し、あわせて、個別事例への支援を通して出てきた地域課題への対応も検討していきます。

なお、設置については、「地域ケア会議」などの既存の会議体を活用し、協議事項に応じて参加者を柔軟に追加・変更するなど効率的な設置・運営に努めます。

(5) 東彼杵町成年後見制度利用支援事業の適切な実施

老人福祉法 32 条及び知的障害者福祉法 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 11 の 2 の規定により、市町村長は、高齢者及び障がい者の判断能力が不十分である状況等を要因として、養護者及び養介護施設従事者、障がい者施設従事者等による虐待が生じ、第三者等による身上の保護と財産管理が必要と判断した場合、高齢者及び障がい者の保護を目的として成年後見制度の申立ができます。

本町では、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、「町長申立てフローチャート」の作成、地域連携ネットワークにおける「東彼杵町成年後見制度利用支援事業」の周知等により支援事業の利用促進を図るとともに、「東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、後見、保佐又は補助開始の審判の申立て、審判の申立てに要する費用負担、成年後見人等への報酬の助成等の支援の適切な実施に努めます。

(6) 成年後見制度利用促進基本計画について

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されました。これを踏まえ、本町においては、本項目を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけることとします。

第4章 本計画における目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針及び本町の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	
○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	
目標設定の考え方	
○国の基本指針に基づいて、6%以上（2人以上）を地域生活に移行すべき本計画では、本町の実情を考慮し、令和8年度末時点で施設入所者の1人以上が地域生活へ移行することを目標とします。	

成果目標		考え方
（現状）施設入所者数	17人	令和4年度末時点の入所者数
（目標）目標年度の地域移行者数	1人	令和8年度末の施設入所からグループホーム等への移行者数見込み

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	
○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
目標設定の考え方	
○国の基本指針に基づいて、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとし、令和8年度末時点の施設入所者数を16人とします。	

成果目標		考え方
（現状）施設入所者数	17人	令和4年度末時点の入所者数
（目標）目標年度の施設入所者数	16人	令和8年度末の施設入所者数
（目標）削減見込み	1人	令和8年度末の削減見込み数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の考え方	
国の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、本町においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。	

成果目標		考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所	令和8年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	令和8年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

3 地域生活支援の充実

国の基本指針	
○令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。 ○令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	
目標設定の考え方	
本町では令和6年4月に、東彼杵郡3町で面的整備にて地域生活支援拠点を設置予定です。設置後は、その機能の充実を目的として年1回以上運用状況を検証及び検討します。	

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	1 箇所	令和6年4月に設置予定（3町で整備）
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	2 回	令和8年度における検証・検討の場の開催回数
強度行動障がい等を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	有	令和8年度末時点の支援体制の有無

4 福祉生活から一般就労等への移行状況

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	
○令和８年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和３年度の一般就労移行者数から 1.28 倍以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援Ａ型事業・就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和３年度の一般就労移行者数のそれぞれ 1.31 倍・1.29 倍・1.28 倍とすることを基本とする。	
目標設定の考え方	
令和８年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和３年度の一般就労移行者数が０人となっており、本町では目標年度の一般就労の移行者数を３人以上とすることを目標とします。 また、令和８年度における就労移行支援事業・就労継続支援Ａ型事業・就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数についても、令和３年度の一般就労移行者数が０人であるため、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者数をそれぞれ１人以上とすることを目標とします。	

成果目標		考え方
(実績) 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	０人	令和３年度の実績
目標年度の一般就労の移行者数	３人	令和８年度の一般就労移行者数
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	令和８年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者数	令和８年度の就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者数	令和８年度の就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者数

(2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針	
○令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合を 50%以上とすることを基本とする。 ○令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の 1.41 倍以上とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合の目標値を 50%とします。 さらに、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数の目標値を 1 人とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合の目標値を 25%以上とします。	

成果目標		考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%	令和8年度の割合
就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和8年度の人数
過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度の割合

5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針	
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。 ○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	
目標設定の考え方	
令和8年度末までに、国の基本方針に基づいて、児童発達支援センター、保育所等訪問支援を利用できる体制、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所確保します。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、東彼地区障害者自立支援協議会の部会において協議をすることとします また、国の基本方針に基づいて、令和8年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを圏域に1名配置することとします。	

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	1 箇所	令和8年度末時点における設置数（3町で整備）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	1 箇所	令和8年度末時点における設置数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	令和8年度末時点の整備数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	令和8年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所	令和8年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1 箇所	令和8年度末時点の整備数

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
目標設定の考え方
現在、圏域で1か所の事業所にて相談支援の窓口を設置しています。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは未設置のため、東彼圏域において設置を目指して検討を行います。

成果目標		考え方
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	設置予定	令和8年度末時点における相談支援体制体制の有無（3町で整備）
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件	令和8年度における件数
基幹相談支援センター等における相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 件	令和8年度における回数
基幹相談支援センター等における個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	令和8年度における回数
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	令和8年度における配置数
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1 回	令和8年度における回数
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	1 事業者	令和8年度における参加数
自立支援協議会における専門部会の設置数	3 部会	令和8年度における部会数
自立支援協議会における専門部会の実施回数	10 回	令和8年度における回数

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるため、今後もサービス事業者との情報共有に取り組みます。

成果目標		考え方
長崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	1 人	令和8年度における参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	令和8年度における体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	2 回	令和8年度における実施回数

第5章 障がい福祉サービスの見込み量

【単位】

人／月：1月あたり利用実人数	回／年：1年あたり実施回数
人日／月：1月当たり延べ利用者数	件／年：1年当たり件数
時間／年：1年当たり利用時間	

1 障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護	人/月	—	19	—	17	—	20
	時間/月	—	210.6	—	224.5	—	192.0
②重度訪問介護	人/月	—	2	—	2	—	1
	時間/月	—	379.2	—	423.7	—	242.5
③同行援護	人/月	—	5	—	5	—	5
	時間/月	—	57.7	—	56.0	—	49.0
④行動援護	人/月	—	0	—	0	—	0.3
	時間/月	—	0	—	0	—	4.1
⑤重度障害者等包括支援	人/月	—	0	—	0	—	0
	時間/月	—	0	—	0	—	0
合計	人/月	26	26	27	24	28	26.3
	時間/月	650	647.5	675	704.2	700	487.6

③サービスの見込量

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①居宅介護	人/月	18	19	20
	時間/月	252	266	280
②重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	264	264	264
③同行援護	人/月	6	7	8
	時間/月	570	665	760
④行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	30	30	30
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

④見込量確保のための方策

○第 6 期計画期間の実績と現在の利用状況から見込量を設定しました。サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供するとともに、福祉サービス事業者や医療機関等の連携を強化し、適切な支援に努めます。

○サービスの内容については、提供体制の周知を図り、利用促進に努めます。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、令和 6 年度より開始する、就労選択支援事業について、事業の周知を図り、利用促進に努めます。

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、①49 歳以下の場合は障害支援区分 3 以上（施設入所の場合は区分 4 以上） ②50 歳以上の場合は、障害支援区分 2 以上（施設入所は区分 3 以上）	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労選択支援	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）障がい者。	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 （雇用契約なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ① A L S 患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分 6 の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分 5 以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所	① 障害支援区分が区分 1 以上の人 ② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	34	35	35	34	36	39
	人日/月	612	594	630	586	648	691
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	0	1	1	1	0
	人日/月	10	0	10	24	10	0
就労移行支援	人/月	2	1	3	1	4	1
	人日/月	40	20	60	21	80	28
就労継続支援 (A 型)	人/月	8	8	9	7	10	8
	人日/月	176	173	198	156	220	182
就労継続支援 (B 型)	人/月	44	48	45	46	46	58
	人日/月	880	940	900	881	920	997
就労定着支援	人/年	1	0	1	0	1	0
療養介護	人/年	7	7	7	7	7	8
短期入所 (福祉型)	人/月	7	5	7	4	7	6
	人日/月	70	73	70	43	70	63
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

③サービスの見込量

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人/月	39	40	41
	人日/月	702	720	738
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
就労選択支援	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
就労移行支援	人/月	4	5	6
	人日/月	80	100	120
就労継続支援（A 型）	人/月	9	10	11
	人日/月	198	220	242
就労継続支援（B 型）	人/月	48	49	50
	人日/月	1008	1029	1050
就労定着支援	人/年	1	1	1
療養介護	人/年	9	9	9
短期入所（福祉型）	人/月	10	10	10
	人日/月	70	70	70
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

④見込量確保のための方策

○第 6 期計画期間の実績と現在の利用状況から見込量を設定しました。サービス利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスが質・量共に確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。また、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型については、東彼杵郡 3 町で公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、サービス提供体制の整備を進めます。

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	20	20	20	17	20	20
施設入所支援	人/月	17	17	17	17	17	18

③サービスの見込量

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	23	23	23
施設入所支援	人/月	19	19	19

④見込量確保のための方策

○自立生活援助は、第 6 期計画期間の実績が無く、見込みを 0 人としています。利用希望があった場合には、適切かつ円滑なサービスの提供に努めます。

○共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援については、第 6 期計画期間の実績から見込量を設定しました。また、障がい者の地域移行を促進する観点から、地域における居住の場として、入所利用の適正化と広圏域の事業者等との連携を図りサービスの提供に努めます。

（４）相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する 18 歳未満の障がい者	（１）サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 （２）継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	20	24	20	23	20	29
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

③サービスの見込量

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人/月	30	32	34
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0

④見込量確保のための方策

- 計画相談支援は、第 6 期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込量を設定しました。今後も東彼杵郡 3 町で連携して、サービス等利用計画に支障がないよう配慮し、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、第 6 期計画期間の実績が無かったことから、見込みを 0 人としています。今後はニーズの把握に努めるとともに、利用希望があった場合には、適切かつ円滑なサービスの提供に努めます。

2 障がい児福祉サービスの見込み量

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	■障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	5	18	5	18	5	21
	人日/月	20	117	20	105	20	127
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	30	30	33	34	35	55
	人日/月	294	333	323	353	343	382
保育所等訪問支援	人/月	1	3	1	6	1	12
	人日/月	3	3	3	6	3	12
障害児相談支援	人/月	11	13	13	13	16	15

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	25	30	30
	人日/月	175	210	210
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	45	50	55
	人日/月	405	450	495
保育所等訪問支援	人/月	20	22	24
	人日/月	20	22	24
障害児相談支援	人/月	22	25	28

④見込量確保のための方策

- 第6期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育支援のニーズ今後も増加していくことが予想されるため、サービス提供事業者において専門的な支援が受けられるよう、療育の場の確保に努めます。
- 療育を必要とする児童の早期発見に努めるとともに、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう情報提供体制の充実に努めます。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

必須事業と実施している任意事業は、以下の通りです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業
	(2) 社会参加促進事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

○障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がい者に関するマークの紹介等、障がい者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動等の実施を検討します。

②自発的活動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	—	無	—	無	—	無

【今後の方向性】

○事業の実施に向けて、計画年度内において検討を進めます。

③相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	件/年	240	207	240	274	240	313
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者相談支援事業	件/年	320	320	320
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○東彼杵郡 3 町で連携して相談支援事業の周知拡大を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。また、圏域での障がい者を取り巻く問題を探り、過ごしやすい地域の確立を推進します。

④成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	0	1	0	1	0

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度の利用について必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、その費用の全部または一部について補助を行います。今後も成年後見制度の周知を図り、制度の利用促進に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用法人後見支援事業	件／年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○東彼杵郡 3 町で連携して法人後見事業の推進を検討し、成年後見制度の相談や体制整備の充実を図るとともに、事業の周知と利用促進に努めます。

⑥意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業・ 要約筆記者派遣事業	件/年	10	0	10	0	10	0
手話通訳者設置事業	件/年	1	0	1	0	1	0

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者派遣事業・ 要約筆記者派遣事業	件/年	10	10	10
手話通訳者設置事業	件/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○東彼杵郡 3 町で連携して事業の推進を検討するとともに、広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

⑦日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める 6 種の給付・貸与が行われます。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	2	2	2	0	2	0
在宅療養等支援用具	件/年	5	3	5	1	5	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4	1	4	1
排泄管理支援用具	件/年	190	171	190	159	190	157
住宅改修費	件/年	2	1	2	0	2	0

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養棟支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	200	200	200
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	2	2

【見込量確保のための方策】

○広報等で事業の周知を図り、障がいのある方が安心して日常生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認めたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了者数)	件/年	1	0	1	0	1	0

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了者数)	件/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○東彼杵郡 3 町で連携して事業の推進を検討し、広報や窓口等で事業内容の周知を図り、手話奉仕員の養成を促進します。

⑨移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
移動支援事業	町が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	人/年	10	14	10	12	10	10
	延べ時間	550	545	550	460	550	310

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	人/年	15	15	15
	時間/年	600	600	600

【見込量確保のための方策】

○地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態を検討します。また、委託事業所の拡大を図り、より利用しやすい体制を整えます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
地域活動 支援センター 機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	人/月	5	29	5	0	5	13

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	人/月	20	20	20

【見込量確保のための方策】

○各機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供するとともに社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	延利用者数 人/年	7	10	7	8	7	9

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援事業	延利用者数 人/年	10	10	10

【見込量確保のための方策】

○事業内容の広報・周知に努め、利用促進を図ります。また、障がいの特性や状態にあわせた適切なサービス量が提供できるよう、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

②社会参加促進事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
社会参加促進事業	事業の実施により、社会参加が見込まれる障がい者等	手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進します。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自動車改造助成利用者数	延利用者数 人/年	1	0	1	0	1	0

【サービスの見込量】

種 類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造助成利用者数	延利用者数 人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○事業内容の広報・周知に努め、利用促進を図ります。

第6章 計画の推進

1 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。福祉部門が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健・医療関係機関、教育関係機関、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

2 PDCAサイクルによる評価と見直し

本計画における目標数値及びサービス見込量については、PDCAサイクルを用いて、年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、必要があると認める場合には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

東彼杵町
第7期障がい福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 東彼杵町 町民課

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6
